

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度 サップロテイネススキー場 スキーインストラクター派遣業務
発 注 課	スポーツ部スポーツ振興担当課
選 定 事 業 者	加森観光株式会社ティネ事業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
サップロテイネススキー場を利用する市内18校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 サップロテイネススキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する加森観光株式会社ティネ事業部との特定随意契約とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年9月24日